## 道産加工食品高付加価値化検討会議設置要領

(目的)

第1条 道産加工食品付加価値向上促進事業の実施にあたり、道産加工食品の高付加価値化の可能性等についての検討に加え、より高度な専門的情報、知識、技術等を得るために、食品製造業者、生産者、学識経験者等で構成される道産加工食品高付加価値化検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(業務)

- 第2条 検討会議は、次の事項について協議、検討する。
  - (1) 道産加工食品の高付加価値化の可能性に関すること
  - (2) 高付加価値商品開発特定テーマの選定に関すること
  - (3) 事業の具体的な実施に係る基本的総合的な実施方法等に関すること
  - (4) 事業の評価、試作品の販売展開方策等に関すること

(構成)

第3条 検討会議は、委員12名以内をもって構成し、委員は、学識経験者、食品産業関連団体等、消費者団体及び関係行政機関の役職員の内から、北海道経済部長が委嘱する。

(専門部会)

- 第4条 検討会議には、「新製品開発モデル事業」及び「売れる加工食品開発支援事業」を実施 するため、専門部会(以下「部会」という。)を置く。
  - 2 部会は、それぞれ事業の実施にあたり専門的な知見を有する者をもって構成し、委員は、北海道経済部長が委嘱する。
  - 3 部会は、必要に応じて、部会の進捗状況及び結果を検討会議に報告する。

(役員)

- 第5条 検討会議には、会長及び副会長を置く。
  - 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
  - 3 会長は、検討会議を代表して会務を統括する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(招集)

第6条 検討会議は、北海道経済部長が招集する。

(座長)

第7条 検討会議の座長は会長が務める。

(事務局)

第8条 検討会議の事務局は、北海道経済部商工局産業振興課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年7月9日から施行する。

## 道産加工食品高付加価値化検討会議委員名簿

氏		名		所	属	備	考
伊	藤	和	彦	北海道大学 名誉教授			
當	瀬	規	嗣	札幌医科大学 医学部長			
田	中	常	雄	北海道立食品加工研究センター 食品開発部長			
細	矢	亮	11	ホクレン農業協同組合連合会 役	員室長		
西		英	山	北海道漁業協同組合連合会 代表:	理事専務		
小	林	信	満	(社)北海道食品産業協議会 副会	長		
藤	井	幸	1	(社)北海道冷凍食品協会 副会長			
松	村	昌	和	北海道水産物加工協同組合連合会 専務理事			
田	中	八	郎	(社)北海道貿易物産振興会 事務局長			
古	JII	公	_	(株)ラルズ 取締役社長室室長			
南部なりかしず子学校法				学校法人 光塩学園 理事長			
Щ	際	睦	子	(社)北海道栄養士会 副会長			